

平成25年（行ウ）第162号 事業認可処分取消請求事件

原告 ○○○○ 外4名

被告国

参加人 東京都

求釈明申立書2

2013年（平成25年）12月18日

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 坂 勇 一 郎

同 加 納 小 百 合

同 泉 澤 章

同 洪 美 絵

同 上 原 公 太

同 瀬 川 宏 貴

同 久 保 田 明 人

1 乙第7号証及び乙第8号証に関する求釈明

被告国は、原告の平成25年10月25日付求釈明申立書の求釈明事項1について、「関東地方整備局長が本件事業の内容が本件都市計画に適合しているか否かを判断する際に用いた計画書は乙第7号証であり、計画図は乙第8号証である。」と回答

し、書証として乙第7号証及び乙第8号証を提出した。

しかしながら、乙第7号証及び乙第8号証が、「外環の2」計画の計画書及び計画図であることは書面から確認できない。

もとより、「外環の2」計画は、昭和41年7月に都市計画決定されているものであり、その後、昭和61年1月にその一部を変更する旨の決定がされている。従って、「外環の2」計画の計画書及び計画図は、昭和41年7月当時に作成された計画書及び計画図（または、昭和61年1月当時に作成された計画書及び計画図）のほ
ずである。しかるに、乙第7号証及び乙第8号証は、そのような古い書面ではなく、特に乙第8号証には「平成」という年号の記載もあるなど、上記の計画書及び計画図自体でないことは一見して明らかである。

そこで、乙第7号証及び乙第8号証につき、これらが「外環の2」計画の計画書及び計画図であることの根拠ないし関連性を明らかにされるよう求める。

2 「外環の2」の計画線の決定に関する求釈明

被告国は、原告の平成25年10月25日付求釈明申立書の求釈明事項2について、『事業地を使用する部分』と『事業地を収用する部分』は、東京都が本件事業の申請に際して判断するものであり、また、『事業地表示図』…は、東京都が本件事業認可の際に申請書に添付した図面であるから、…被告において…回答する立場にない」と回答した。

そこで、原告の平成25年10月25日付求釈明申立書の求釈明事項2について、改めて東京都に対して釈明を求める。

すなわち、東京都は、本件計画についての計画地の範囲を画する計画線（乙4の「事業地を使用する部分」とその周辺部分を画する線、及び、「事業地を収用する部分」とその周辺部分を画する線）が、いかなる手続きにより決定されたのか、明らかにされたい。

3 原告の準備書面（1）の第5の求釈明について

同書面第5の1～4の求釈明は、被告及び参加人東京都に対して求めていたが、

同求釈明事項のうち、1項は被告及び参加人東京都に、2項ないし4項については被告に対して、回答を求める。

以 上